

# 資 料 集

(別表1) (第1条関係)

大阪府都市整備部所管の公共用地で大阪府が管理する国土交通省所管の国有地又は府有地

種	類	登記簿 等
1. 道路敷	国道、府道	公衆用道路
2. 河川敷	一級河川、二級河川、準用河川	堤
3. 砂防敷		
4. 海岸保全施設敷		堤
5. 公園	都市公園、自然公園	公園
6. 緑地		具体的状況による
7. 港湾		

(別表2) (第1条関係)

大阪府内における農林水産省所管の国有財産(開拓道路、水路)

申請地及び対側地が昭和21年以降に自作農創設特別措置法第41条の規定により売渡された土地の間にある道路又は水路の所管は、大阪府環境農林水産部である。

これの取扱については所管部局と事前に協議の上、所管している農政室整備課農地調整グループに境界確定申請をさせること。

地域	市町村名	開 拓 地 区 名		
		民 有 地 を 買 収	大蔵省から所管替	林野庁から所管替
豊 能	池田市	長尾(中河原、古江、木部) 池田(中河原、古江、伏尾) 上池田(池田)		
	箕面市	萱野(箕面) 箕面(牧落、新稲)		
	能勢町	天王(天王) ※西能勢〔山辺、平通〕 〔森上、柏原〕 〔下田、今西〕 〔大里、宿野〕		
三 島	高槻市	阿武野〔岡本、奈佐原〕 〔塚原、氷室〕 清水(服部) 高槻市清水〔真上〕 〔服部、原〕 盤手(安満、下)	五領村(前島) 高槻(芥川、清水) 成合(成合)	安満(安満)
北 河 内	枚方市	津田第一〔津田、藤阪〕 〔杉、春日〕 枚方〔伊加賀、岡〕 〔泥、枚方〕 山田〔大字中宮字池田〕 〔大字中宮字大焼山〕 牧野(大字坂字広山) 津田町(藤阪)		

地域	市町村名	開 拓 地 区 名		
		民 有 地 を 買 収	大蔵省から所管替	林野庁から所管替
中 河 内	大 東 市	四条〔北条、野崎、竜間〕 〔中垣内、寺川〕	盾津（住道）	
中 河 内	八 尾 市	高安（山畑、郡川、服部川）	旧阪神飛行場	
	柏 原 市	国分事業所（円明） 国分町（国分、円明、玉手） 堅上（雁多尾畑）		
	東大阪市	縄手町（四条、横小路）	盾津町（新庄、本庄） 布施市〔長田、新庄〕 〔荒本、本庄〕 盾津（盾津）	
南 河 内	富田林市	旭ヶ丘（新堂） 彼方（彼方、横山、伏見堂、嬉） 川西（甲田、新家、廿山） ※富田林（廿山）		
	河内長野市	天野（天野山） 天見村（清水） 川上村〔鬼住、寺元、石見川〕 〔河合寺、鳩原〕 小山田（大字小山田字広野） 千代田（木戸、向野） 高向（高向、滝畑、日野） 加賀田（加賀田）		
	羽曳野市	埴生村（埴生野） 国分事業所〔大字古市字寺山〕 〔駒ヶ谷、飛鳥〕 竜王寺山〔大字古市字竜王寺〕 〔大字大黒字中尾谷〕 穴虫（駒ヶ谷、飛鳥）		

地域	市町村名	開 拓 地 区 名		
		民 有 地 を 買 収	大蔵省から所管替	林野庁から所管替
南 河 内	太子町	磯長（葉室）		
	河南町	石川（山城） 白木（白木、平石、寺田） 中村（河南町）		
	千早赤阪村	青崩（大字水分字金剛水分）		
	大阪狭山市	狭山〔岩室、大野、山本〕 〔今熊、西山、半田〕		
	美原町	平尾第一（菅生） 平尾第二（平尾、菅生） 平尾村（平尾、菅生、小平尾）		
泉 北	堺市		美木多村（菱木、桧尾） 西陶器（高蔵寺）	
	和泉市		横山〔岡町、善正町〕 〔福瀬町〕 伯太練兵場（黒鳥町） 信太山訓練場（福泉町）	
泉 南	岸和田市	岸和田〔流木町、畑町〕 〔極楽寺町、土生町〕 山直（摩湯町）		
	泉佐野市	泉佐野（鶴原）	元佐野飛行場 〔長滝、日根野〕 〔南中安松〕	
	泉南市	砂川〔信達市場、新家〕 〔信達大苗代〕 新家村〔新家、別所〕 〔免田上之郷〕		

地域	市町村名	開 拓 地 区 名		
		民 有 地 を 買 収	大蔵省から所管替	林野庁から所管替
泉 南	阪 南 市	下荘村第一（箱作） 山中溪（桑畑、岡中） 下荘村第二（山中、貝掛、箱作） 東鳥取（山中、鳥取中） 下荘村（箱作、貝掛）		
	岬 町	淡輪第一（淡輪、深日） 淡輪第二（淡輪） 多奈川（西畑、谷川） 多奈川町〔東畑、谷川〕 〔西畑、小島〕	左瀬川（多奈川） 谷川（谷川）	
大 阪 市	平 野 区	長吉〔長吉出戸町、長吉六反町〕 〔長吉長原町、喜連町〕 の一部		

【注1】（ ）内は買収当時（昭和20年代）の地名

【注2】※は農地開発営団より買収

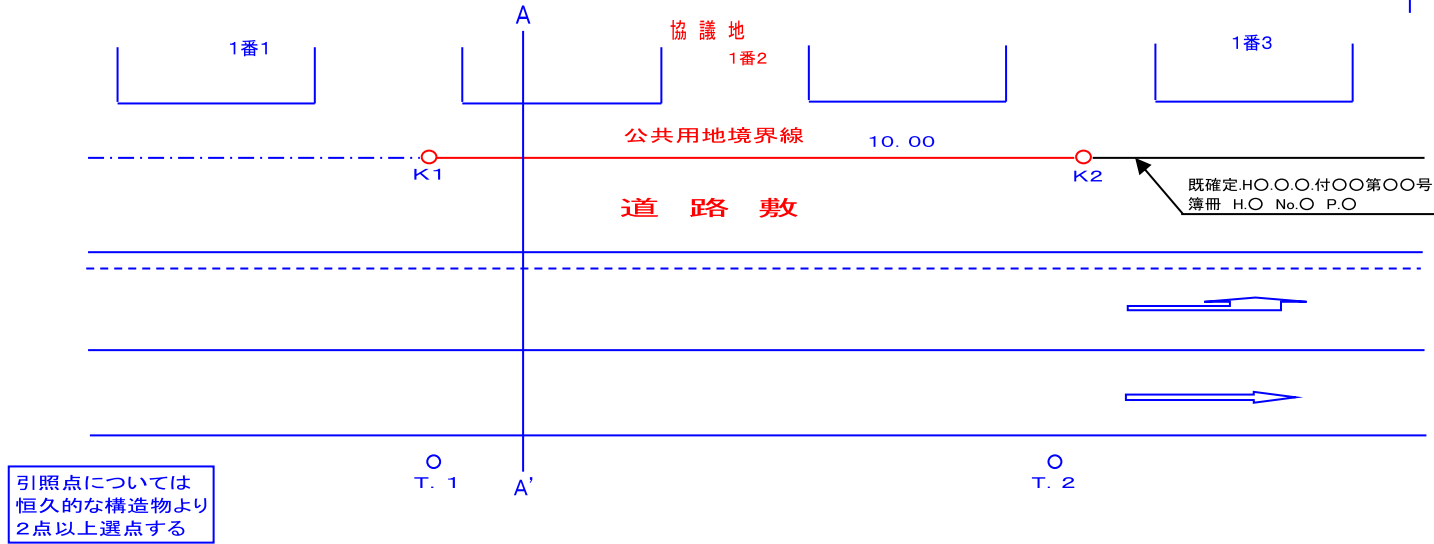
(図-1) (第3条関係)

被相続人	甲 某	相続関係説明図
住 所 死 亡  被 甲某 A某 (特別受益者)	(放棄) B某 相 戌某  乙某 死亡  丙某 (分割)  丁某 (廃除)	住 所 出 生
確認 平成 年 月 日	調査者 何 某 印	
相続及び住所を証する書面は還付した。		職氏名印

図-2  
(標準表示例)

境界確定図(道路敷) 協議地：00市00町0丁目1番2

平面図 S=1/250以上

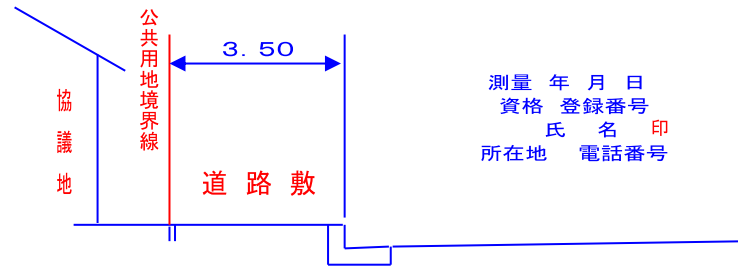


横断面図 S=1/100以上  
A~A'

確定線は公共用地(道路敷)との境界で他の境界を示すものではありません

凡 例  
朱線：確定線  
単位：メートル

境界点・基準点・引照点等の座標値及び基準点の網図を記載する



測量年月日  
資格登録番号  
氏名印  
所在地 電話番号

立会 〇年〇月〇日

承諾

所有地と公共用地(道路敷)との土地境界は現地及び図面に表示されたとおり異議ありません

協議地名  
土地所有者 住所 氏名 実印

相隣地名  
土地所有者 住所 氏名 印





(資料－ 1)

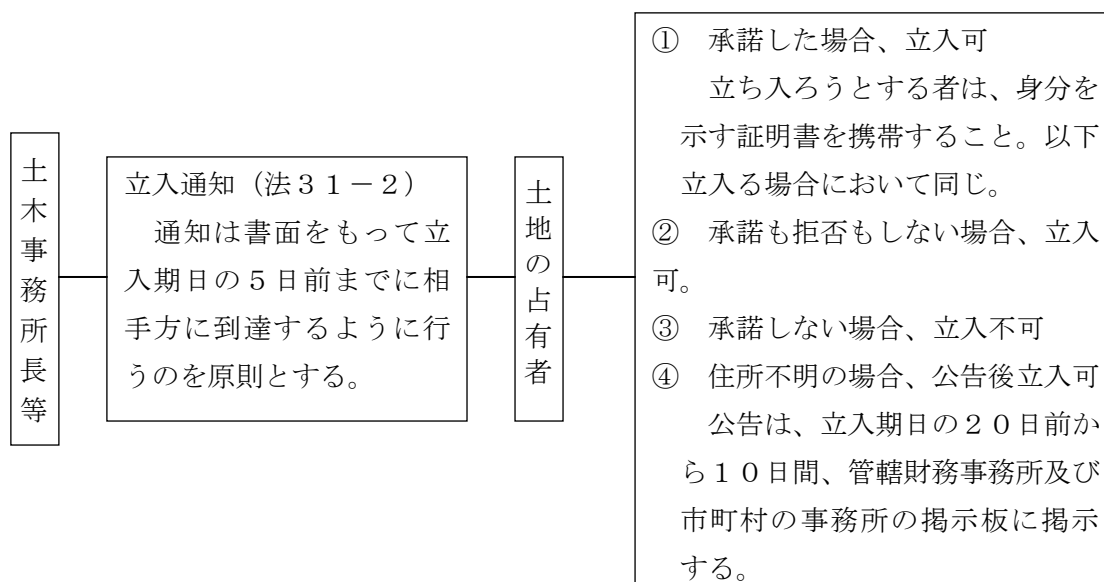
#### 境界確定の注意事項

1. 改修した形跡のある河川敷を境界確定する場合  
過去に改修した形跡のある河川では、廃川敷の処分経過を十分調査しなければならない。
2. 境界標の確認  
公共用地境界標の有無を調査し、設置されている場合でも移動しているか否かを資料等により確認すること。
3. 現況、資料等により境界の確認が困難な場合  
協議地及び付近地 2～3 筆程度を実測の上、公簿面積と比較して参考にする。
4. 無償使用契約により管理区域境界線と所有権境界線が異なる場合。  
公共用地で無償使用の契約を締結している場合の境界確定を行うときは、当該土地所有者の申出により管理区域境界線及び所有権境界線を区分して境界を確定することができる。この場合、確定図にそれぞれの境界線を表示する。

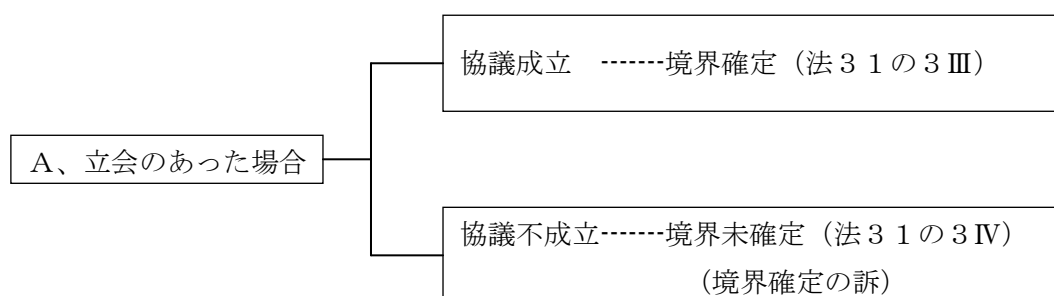
(資料-2)

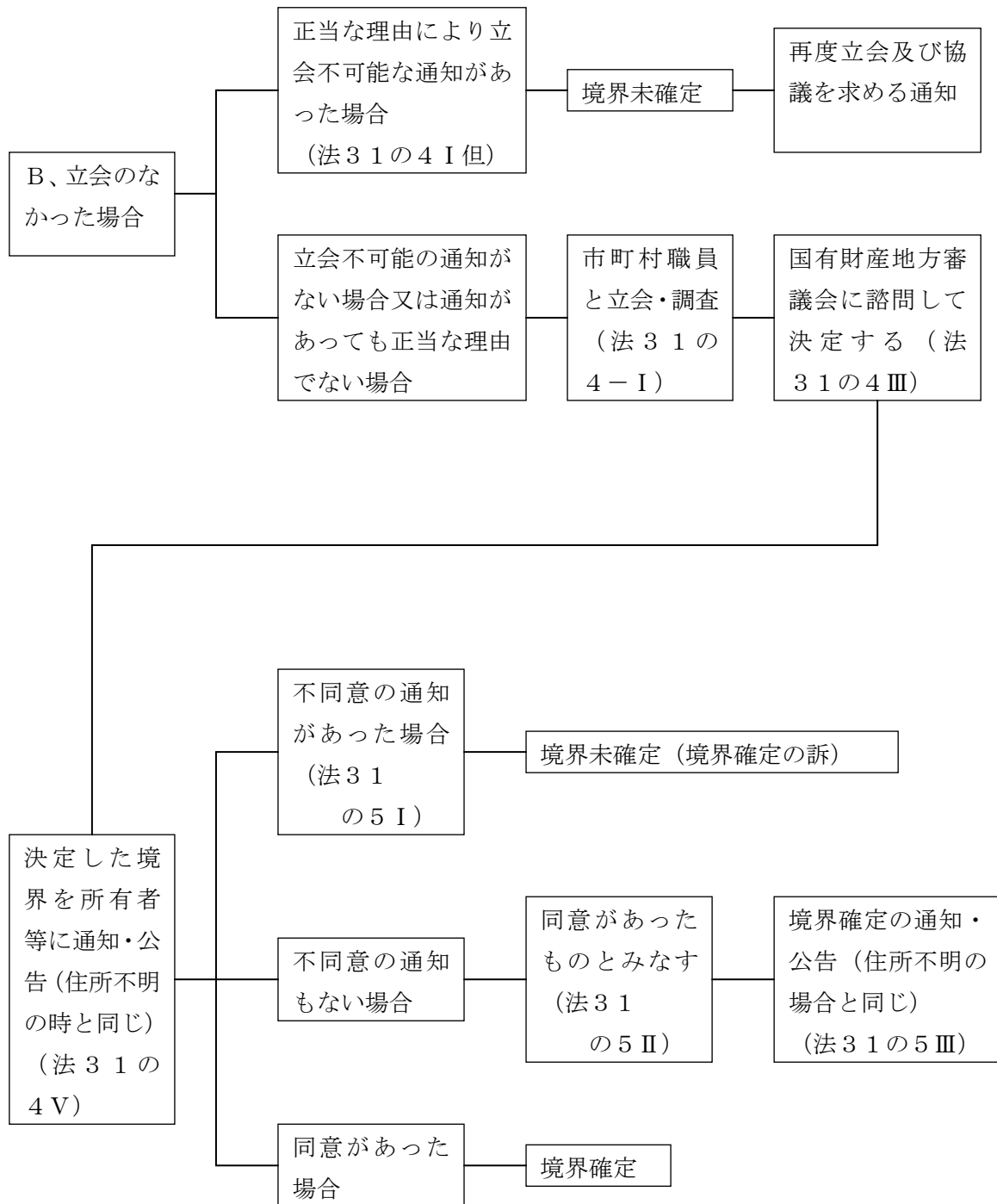
## 境界確定の事務処理手続

### ① 他人の土地への立入の手続



### ② 境界確定 (決定) の手続





## 関係法令（抜粋）

### 国有財産法

（昭和二十三年六月三十日法律第七十三号）

（国有財産の分類及び種類）

第三条 国有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。

一 公用財産 国において国の事務、事業又はその職員（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第二条第二号の職員をいう。）の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの

三 皇室用財産 国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもの

四 企業用財産 国において国の企業又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

3 普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいう。

（事務の分掌及び地方公共団体の行う事務）

第九条 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産に関する事務の一部を、部局等の長に分掌させることができる。

2 財務大臣は、国有財産の総括に関する事務の一部を部局等の長に分掌させることができる。

3 国有財産に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市町村が行うこととすることができる。

4 前項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

（他人の土地への立入り）

第三十一条の二 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産の調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その所属の職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定によりその職員を他人の占有する土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめその占有者にその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の所在が知れないときは、当該通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

- 3 第一項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、立入りの際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。
- 5 各省各庁の長は、第一項の規定による立入りにより損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(境界確定の協議)

第三十一条の三 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産の境界が明らかでないためその管理に支障がある場合には、隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して、境界を確定するための協議を求めることができる。

- 2 前項の規定により協議を求められた隣接地の所有者は、やむを得ない場合を除き、同項の通知に従い、その場所に立ち会つて境界の確定につき協議しなければならない。
- 3 第一項の協議が調つた場合には、各省各庁の長及び隣接地の所有者は、書面により、確定された境界を明らかにしなければならない。
- 4 第一項の協議が調わない場合には、境界を確定するためにいかなる行政上の処分も行われてはならない。

(適用除外)

第三十八条 本章の規定は、公共の用に供する財産で政令で定めるものについては、適用しない。

## 国有財産法施行令

(昭和二十三年八月二十日政令第二百四十六号)

(事務の分掌及び地方公共団体の行う事務)

第六条 各省各庁の長は、法第九条第一項の規定により国有財産に関する事務の一部を部局等の長に分掌させようとするときは、あらかじめ、事由を付し、取り扱わせる事務の範囲及び取り扱わせる者を財務大臣に通知しなければならない。

- 2 法第九条第三項の規定により都道府県が行うこととする事務は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分。ただし、次項各号に掲げる事務を除く。

イ 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項 から第四項までの規定により指定された漁港の区域内に所在する国有財産で農林水産大臣の所管に属するもの（公用財産、森林経営用財産、土地改良法（昭和二十四年法律

第九十五号) 第九十四条 に規定する土地改良財産、漁港漁場整備法第二十四条の二第一項 に規定する国が施行する特定漁港漁場整備事業によつて生じた土地又は工作物、農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号) 第四十五条第一項 の規定による農林水産大臣の管理に係るもの、海岸法 (昭和三十一年法律第一百号) 第二条第一項 に規定する海岸保全施設及び同条第二項 に規定する公共海岸 (土地に限る。) 並びに食料安定供給特別会計 (食糧管理勘定及び業務勘定に限る。) に属し、又は森林経営用財産の用途の廃止によつて生じた普通財産並びにハに掲げるものを除く。)

ロ 海岸法第二条第一項 に規定する海岸保全施設 (土地改良法第九十四条 に規定する土地改良財産、漁港漁場整備法第二十四条の二第一項 に規定する国が施行する特定漁港漁場整備事業によつて生じた工作物及び農地法第四十五条第一項 の規定による農林水産大臣の管理に係るものを除く。) 又は海岸法第二条第二項 に規定する公共海岸 (土地に限る。) である国有財産 (当該用途の廃止により生じる法第八条第一項 ただし書の普通財産を含む。) で農林水産大臣の所管に属するもの (海岸法第三十七条の二第一項 の規定による農林水産大臣の管理に係るものを除く。)

ハ 地すべり等防止法 (昭和三十三年法律第三十号) 第二条第三項 に規定する地すべり防止施設 (地すべり等防止法施行令 (昭和三十三年政令第一百十二号) 第十四条 で読み替えて同法 の規定が適用されるばた山崩壊防止施設を含む。) の用に供する国有財産 (当該用途の廃止により生じる法第八条第一項 ただし書の普通財産を含む。) で農林水産大臣の所管に属するもの (地すべり等防止法第十三条 に規定する他の工作物、森林経営用財産、土地改良法第九十四条 に規定する土地改良財産、農地法第四十五条第一項 の規定による農林水産大臣の管理に係るもの及び森林経営用財産の用途の廃止によつて生じた普通財産を除く。)

ニ 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第二条第三項 に規定する港湾区域内又は同法第三十七条の二第一項 の規定により指定された港湾隣接地域内に所在する国有財産で国土交通大臣の所管に属するもの (公用財産、同法第二条第五項 に規定する港湾施設 (同条第六項 の規定により港湾施設とみなされたものを含む。) の用に供するもの (公共空地であるものを除く。)、海岸法第二条第一項 に規定する海岸保全施設及び同条第二項 に規定する公共海岸 (土地に限る。) を除く。)

ホ 海岸法第二条第一項 に規定する海岸保全施設又は同条第二項 に規定する公共海岸 (土地に限る。) である国有財産 (当該用途の廃止により生じる法第八条第一項 ただし書の普通財産を含む。) で国土交通大臣の所管に属するもの (海岸法第三十七条の二第一項 の規定による国土交通大臣の管理に係るものを除く。)

ヘ 職業能力開発促進法 (昭和三十四年法律第六十四号) 第十六条第四項 の規定

- により都道府県に運営を委託した障害者職業能力開発校の用に供する国有財産（当該用途の廃止により生じる法第八条第一項 ただし書の普通財産を含む。）
- ト 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条 に規定する砂防設備（同法第三条 において同法 に規定する事項が準用される施設を含む。）の用に供する国有財産（当該用途の廃止により生じる法第八条第一項 ただし書の普通財産を含む。）で国土交通大臣の所管に属するもの（砂防法第六条第一項 の規定による国土交通大臣の管理、工事の施行又は維持に係るものを除く。）
- チ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条 に規定する一般国道（同法第十三条第一項 に規定する指定区間内のものを除く。）、都道府県道若しくは市町村道の用に供する国有財産又は同法第九十二条第一項 に規定する不用物件である国有財産で国土交通大臣の所管に属するもの
- リ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項 に規定する会社又は同条第七項 に規定する機構等が道路の用に供する国有財産（当該用途の廃止により生じる法第八条第一項 ただし書の普通財産を含む。）で国土交通大臣の所管に属するもの
- ヌ 地すべり等防止法第二条第三項 に規定する地すべり防止施設（地すべり等防止法施行令第十四条 で読み替えて同法 の規定が適用されるばた山崩壊防止施設を含む。）の用に供する国有財産（当該用途の廃止により生じる法第八条第一項 ただし書の普通財産を含む。）で国土交通大臣の所管に属するもの
- ル 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条 に規定する公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する国有財産（当該用途の廃止により生じる法第八条第一項 ただし書の普通財産を含む。）で国土交通大臣の所管に属するもの
- ヲ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川、同法第五条第一項 に規定する二級河川若しくは同法第百条第一項 に規定する準用河川の用に供する国有財産又は同法第九十一条第一項 に規定する廃川敷地等である国有財産で国土交通大臣の所管に属するもの
- ワ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第二項 に規定する急傾斜地崩壊防止施設の用に供する国有財産（当該用途の廃止により生じる法第八条第一項 ただし書の普通財産を含む。）で国土交通大臣の所管に属するもの
- カ ニ、ホ及びトからワまでに掲げるもののほか、国土交通大臣の所管に属する国有財産（法令の規定により国土交通大臣が自ら取得、維持、保存、運用及び処分することとされているものを除く。）
- 二 土地改良法第九十四条の九 又は土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十二条第一項 の規定により、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務となつた事務であつて



国有財産の取得、維持、保存、運用又は処分に該当するもの  
第3項以下省略

(立入りの通知)

第十九条の二 法第三十一条の二第二項の規定による通知は、書面で行わなければならない。

2 前項の通知は、立入期日の少なくとも五日前までに当該立ち入ろうとする土地の占有者に到達するようにしなければならない。ただし、その者が承諾した場合には、この限りでない。

(境界確定に係る通知)

第十九条の四 法第三十一条の三第一項の規定による通知は、立会期日の少なくとも十日前までに当該隣接地の所有者に到達するようにしなければならない。ただし、その者が承諾した場合には、この限りでない。

2 第十九条の二第一項の規定は、法第三十一条の三第一項、法第三十一条の四第五項及び法第三十一条の五第三項の規定による通知について準用する。

(台帳等の様式)

第二十二条 法第三十二条、第三十三条、第三十五条及び第三十六条に規定する台帳、報告書及び計算書の様式については、財務大臣が定める。

(台帳、報告書及び計算書に関する法の規定の適用除外)

第二十二条の二 公共の用に供する財産で法第三十八条の規定により法第四章の規定を適用しないものは、次に掲げるものとする。

一 公共用財産のうち公園又は広場として公共の用に供し、又は供するものと決定したものの以外のもの

二 一般会計に属する普通財産のうち都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けたもの

## 府土木事務所長等の職にある職員に権限を委任する規則

(昭和三十五年四月一日大阪府規則第二十一号)

(公共用地に関する権限の委任)

第九条 法第一百五十三条第一項の規定により、都市整備部の管理に係る公共用地(府有のものを除く。以下同じ。)の取得に関する権限を府土木事務所長、府西大阪治水事務所長、府寝屋川水系改修工営所長及び府安威川ダム建設事務所長の職にある職員に委任する。

2 法第一百五十三条第一項の規定により、都市整備部の管理に係る公共用地の境界確定

に関する権限を府土木事務所長、府西大阪治水事務所長及び府寝屋川水系改修工営所長の職にある職員に委任する。

## 大阪府土木行政事務に係る事務処理の特例に関する条例 (平成十二年三月三十一日大阪府条例第二十四号)

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三十一条の二の規定による立入り及び同法第三十一条の三から第三十一条の五までの規定による境界の確定に関する事務その他国有財産に関する立入り及び境界の確定に関する事務(以下「立入り等事務」という。)のうち、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第五条第一項の規定による指定がなされた道路及び同法第七条第一項の規定により知事が認定した道路(同法第十七条第一項の規定により大阪市及び堺市が管理する部分に限る。)の用に供されている国土交通大臣の所管に属する土地(国有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号。以下この条において「令」という。)第六条第二項第一号ニに該当するものを除く。)に係る事務は、当該管理をする市が処理することとする。

2 立入り等事務のうち、道路法第八条第一項及び第三項の規定による認定(府の区域内に存する市、町及び村の長がするものに限る。)がなされた道路の用に供されている国土交通大臣の所管に属する土地(令第六条第二項第一号ニに該当するものを除く。)に係る事務は、当該認定をした長が統轄する市、町又は村が処理することとする。

3 立入り等事務のうち、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第四条第一項の規定による指定がなされた河川(同法第九条第五項の規定により大阪市及び堺市の長が管理する部分に限る。)の用に供されている国土交通大臣の所管に属する土地(令第六条第二項第一号ニに該当するものを除く。)に係る事務は、当該市が処理することとする。

4 立入り等事務のうち、河川法第五条第一項の規定による指定がなされた河川(同法第十条第二項の規定により堺市の長が管理する部分に限る。)の用に供されている国土交通大臣の所管に属する土地(令第六条第二項第一号ニに該当するものを除く。)に係る事務は、堺市が処理することとする。

5 立入り等事務のうち、河川法第百条第一項において準用する同法第五条第一項の規定による指定(大阪市、堺市、岸和田市、高槻市、八尾市、柏原市、交野市及び能勢町の長がするものに限る。)がなされた河川の用に供されている国土交通大臣の所管に属する土地(令第六条第二項第一号ニに該当するものを除く。)に係る事務は、当該指定をした長が統轄する市又は町が処理することとする。

## 道路法

(昭和二十七年六月十日法律第百八十号)

(私権の制限)

第四条 道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。

(道路の区域の決定及び供用の開始等)

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所（以下「道路管理者の事務所」という。）において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2 道路管理者は、道路の供用を開始し、又は廃止しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、これを表示した図面を道路管理者の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、既存の道路について、その路線と重複して路線が指定され、認定され、又は変更された場合においては、その重複する道路の部分については、既に供用の開始があつたものとみなし、供用開始の公示をすることを要しない。

## 河川法

(昭和三十九年七月十日法律第百六十七号)

(河川区域)

第六条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

- 一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域
- 二 河川管理施設の敷地である土地の区域
- 三 堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。第三項において同じ。）の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域

第2項以下省略

## 不動産登記法

(平成十六年六月十八日法律第百二十三号)

(地図等)

第十四条 登記所には、地図及び建物所在図を備え付けるものとする。

- 2 前項の地図は、一筆又は二筆以上の土地ごとに作成し、各土地の区画を明確にし、地番を表示するものとする。
- 3 第一項の建物所在図は、一個又は二個以上の建物ごとに作成し、各建物の位置及び家屋番号を表示するものとする。
- 4 第一項の規定にかかわらず、登記所には、同項の規定により地図が備え付けられるまでの間、これに代えて、地図に準ずる図面を備え付けることができる。
- 5 前項の地図に準ずる図面は、一筆又は二筆以上の土地ごとに土地の位置、形状及び地番を表示するものとする。
- 6 第一項の地図及び建物所在図並びに第四項の地図に準ずる図面は、電磁的記録に記録することができる。

**不動産登記令**

(平成十六年十二月一日政令第三百七十九号)

(申請情報を記載した書面への記名押印等)

第十六条 申請人又はその代表者若しくは代理人は、法務省令で定める場合を除き、申請情報を記載した書面に記名押印しなければならない。

- 2 前項の場合において、申請情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者(委任による代理人を除く。)の印鑑に関する証明書(住所地の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長とする。次条第一項において同じ。)又は登記官が作成するものに限る。以下同じ。)を添付しなければならない。

- 3 前項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。

第4項以下省略

**商業登記規則**

(昭和三十九年三月十一日法務省令第二十三号)

(登記事項証明書等の有効期間)

第三十六条の二 申請書に添付すべき登記事項証明書及び登記所が作成した印鑑の証明書は、その作成後三月以内のものに限る。

## 民法

(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)

(代理権の消滅事由)

第百十一条 代理権は、次に掲げる事由によって消滅する。

- 一 本人の死亡
- 二 代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若しくは後見開始の審判を受けたこと。
- 2 委任による代理権は、前項各号に掲げる事由のほか、委任の終了によって消滅する。

(共有物の変更)

第二百五十一条 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができない。

(親権者)

第八百十八条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

- 2 子が養子であるときは、養親の親権に服する。
- 3 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

(未成年後見人の指定)

第八百三十九条 未成年者に対して最後に親権を行う者は、遺言で、未成年後見人を指定することができる。ただし、管理権を有しない者は、この限りでない。

- 2 親権を行う父母の一方が管理権を有しないときは、他の一方は、前項の規定により未成年後見人の指定をすることができる。

(未成年後見人の選任)

第八百四十条 前条の規定により未成年後見人となるべき者がいないときは、家庭裁判所は、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任する。未成年後見人が欠けたときも、同様とする。

第2項以下省略

(父母による未成年後見人の選任の請求)

第八百四十一条 父若しくは母が親権若しくは管理権を辞し、又は父若しくは母について親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判があったことによって未成年後見人を選

任する必要が生じたときは、その父又は母は、遅滞なく未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

(成年後見人の選任)

第四百四十三条 家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは、職権で、成年後見人を選任する。

- 2 成年後見人が欠けたときは、家庭裁判所は、成年被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、成年後見人を選任する。
- 3 成年後見人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは成年後見人の請求により又は職権で、更に成年後見人を選任することができる。
- 4 成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

## 大阪府公有財産規則

(昭和四十三年四月一日大阪府規則第三十号)

(事務の委任)

第三条 知事は、教育委員会、警察本部長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び予算執行機関の長並びに議会事務局長である法第七十二条第一項の職員に、次に掲げる事務(次項の規定により権限を委任される者の権限に属するものを除く。)をその所掌に係るものの範囲において委任する。

- 一 行政財産の取得及び管理に関すること。
- 二 知事の指定する普通財産の取得、管理及び処分に関すること。

第2項以下省略

## 刑法

(明治四十年四月二十四日法律第四十五号)

(境界損壊)

第二百六十二条の二 境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。